

## シンガポール特許出願の審査請求について

2018年11月29日

靱井特許事務所

シンガポール特許出願について審査請求を行うにあたっては、以下のオプション A～C の 3 つの審査ルート of のいずれかを選択する必要があります。

なお、シンガポール特許庁は、オプション C（外国ルート）を 2020 年 1 月 1 日に廃止する予定であることを発表しております。

### 【オプション A（現地ルート）】

シンガポール特許庁による調査および審査が行われます。

審査請求期限：出願日（優先日）から 36 ヶ月以内

庁費用：基本料金 1,950 シンガポールドル（クレーム数 20 個超えると可算あり）

### 【オプション B（混合ルート）】

対応外国出願の調査報告に基づき、シンガポール特許庁による審査が行われます。

ここにいう「対応外国出願の調査報告」としては、PCT 出願の ISR、対応外国出願のオフィスアクション（日本における拒絶理由通知、欧州における EESR など）が該当します。対応外国出願の調査報告で肯定的な結果（特許査定など）が出ている場合、当該外国とシンガポールとの間で PPH が可能であれば、オプション B+PPH の選択も可能です。

審査請求期限：出願日（優先日）から 36 ヶ月以内

庁費用：基本料金 1,350 シンガポールドル（クレーム数 20 個超えると可算あり）

## 【オプション C (外国ルート)】

特定の対応外国出願の最終審査結果（肯定的な結果が含まれる場合に限る）に基づき、補充審査が行われます。

ここにいう「最終審査結果（肯定的な結果が含まれる場合に限る）」としては、PCT 出願の IPRP（肯定的な結果が含まれる場合に限る）、特定の対応外国出願の特許査定などが該当します。PCT 出願の IPRP（肯定的な結果が含まれる場合に限る）は、第 I 章、第 II 章のいずれの IPRP でも構いません。

審査請求期限：出願日（優先日）から 54 ヶ月以内  
庁費用は不要です。

オプション C (外国ルート) を選択する場合、特定の対応外国出願の調査および審査結果において特許性が認められたクレームに対応するよう、シンガポール特許出願のクレームを補正する必要があります。なお、現状上記の「特定の対応外国出願」としては、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、韓国、英国、米国、欧州特許庁への出願となっております。

なお、留意点として、ASPEC プログラムを用いて他の国（例えば、ベトナムなど）で、シンガポールの審査を利用する可能性がある場合は、オプション C (外国ルート) は選択すべきではありません。ASPEC プログラムを利用するには、少なくとも 1 つの加盟国での実質的な審査が必要であるからです。

## 【審査ルートの選択について】

①対応外国出願の最終審査結果において肯定的な結果が出ている場合（PCT 出願の IPRP で肯定的な結果が含まれる場合や、対応外国出願で特許査定が得られている場合など）

将来の ASPEC 利用の可能性やビジネス戦略等の特段の事情がない限り、早期権利化および低コストの観点から、オプション C (外国ルート) の選択がよいと考えます。

ただし、将来の ASPEC 利用の可能性がある場合は、上述の通り、オプション C (外国ルート) は選択すべきではありませんので、オプション A (現地ルート) またはオプション B (混合ルート) となると考えられます。対応外国出願の最終審査結果において肯定的な結果が出ている状況ですので、上記の特段の事情がない限り、オプショ

ン B (混合ルート) の選択が一般的かもしれません。

**②対応 PCT 出願の IPRP に肯定的な結果が含まれておらず、対応外国出願で特許査定が得られていない場合**

オプション C (外国ルート) は選択できません。

オプション A (現地ルート) とオプション B (混合ルート) の審査請求期限は同じですので、該期限の 2 ヶ月前あたりまで対応外国出願の審査経過をチェックし、いずれかの国で特許査定が出た場合はオプション C (外国ルート) を選択し、いずれの国でも特許査定が出ていない場合はオプション A (現地ルート) またはオプション B (混合ルート) を選択することになると考えます。この場合、オプション A (現地ルート) とオプション B (混合ルート) のいずれを選択するべきかについては、対応 PCT 出願の ISR の内容や対応外国出願のオフィスアクションの内容を考慮して、これらの「対応外国出願の調査報告」を利用してオプション B (混合ルート) とするか、あるいは、これらの「対応外国出願の調査報告」を利用せずにシンガポールにて独自に調査および審査してもらうかの判断となると考えます。

以上